

形圖說農事

七

特別
二
2442
7

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

成形圖說卷之七

成形圖說卷之七

小野岡氏藏

2442
7

檢踏目錄
沿納
食邑
附井地

昭和十八
一月十七日
永

成形圖說卷之七

農事部 檢踏

毛視 日次紀事郡吏 檢校立毛之豐凶謂之毛見 立毛者稻之
穀未穫者也 立毛之登稔謂之世中宣和訓采凡古言み宋
武藏風土記 薦田神社の條下に志すより又諸國風土記
より田穀と記して幾毛或半毛あどとほり今の一稔と一
毛もくと再收と二毛もくも移ふがざとし作毛東鑑又云ゆ
按よ閑の字計美須と刻天武紀又云つり蓋毛見より轉
歴也春秋子大閑 檢開田部丁と云う漢書注閑猶言多所更
具數一々數之也
穗見 即毛見
穂見即毛見
內檢東 檢見毛見より轉せ
檢見 才圖會曰此湯搘讀あり
見懸 懸見
檢踏 清律檢踏災傷田糧凡部内有水旱霜雹及蝗蝻為害
一應災傷田糧有司官吏應准告而不即受理申報檢

踏及本管上司不與委
官覆踏者杖八十云々

田同

檢田 輢耕錄踏災行云

科糧鈔

視

檢視文獻通考五代以來常
檢視見墾田以定歲租

蕃名

顯宗紀曰巡行郡縣收斂田租蓋いふ一ハ皆毛見取也
毛見取ハ取筈ハ法ありて毎年の出支予よりれ筈の
増減と附よ出來よきとてあまよりらぬあり又不化
也とて引きめり村方の盛衰対宜よ拘る事無さむ
易すよ往くを然ども是公より上て移す充る事無く
大切よ心得愈し○凡毛見の法習熟する者ハ秋毫のま
を瞭察するより中に撒見のはおり先當は田の上中

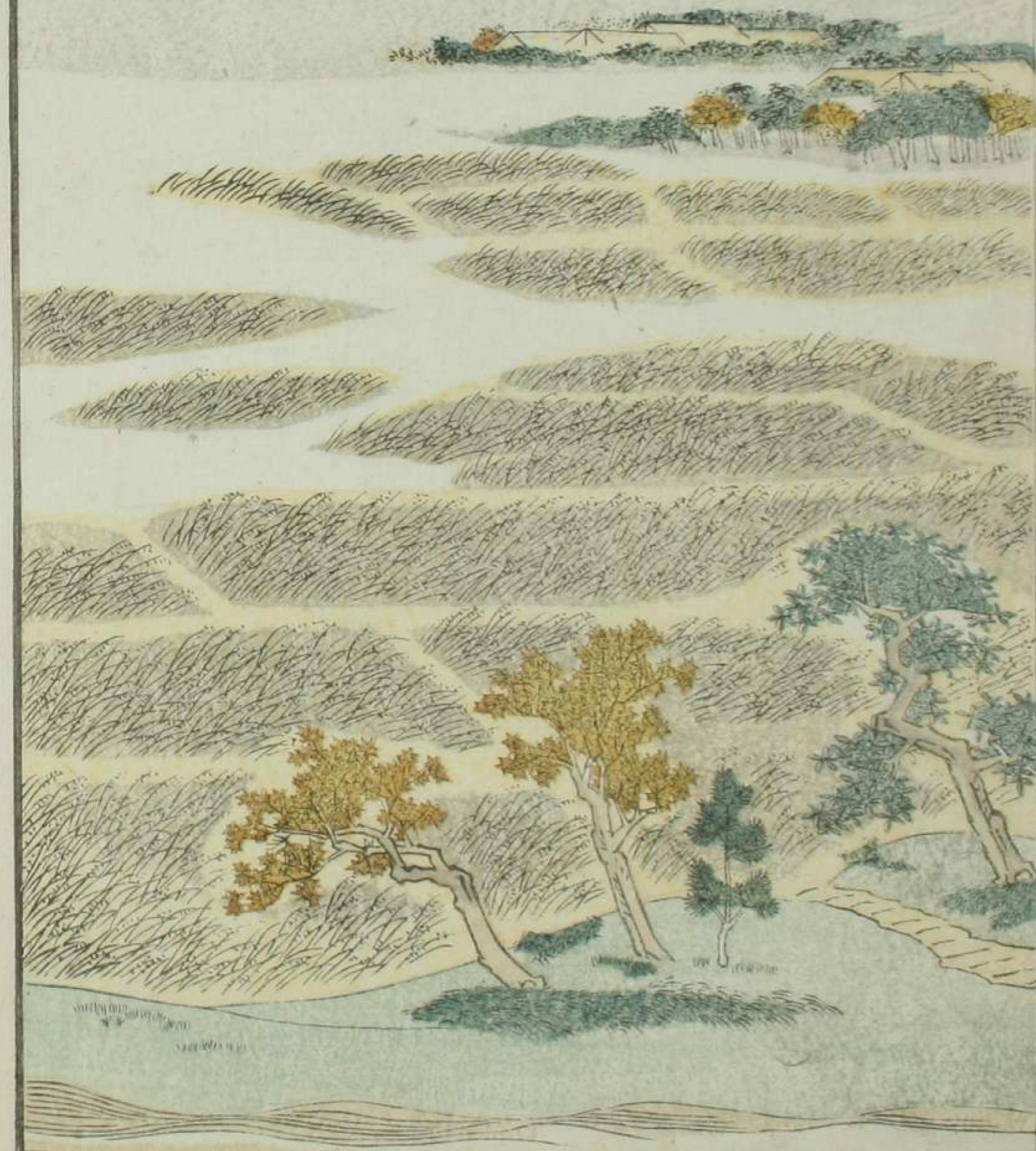
下三等と分て上田一步わざの魂張とかしそ一圍の稻
とめて稻み倣て席み擺上田一步の稻茅糸糸み倣て某
升と見積あらう中田下田も亦ぬせられハ若一步の
安穫うり萬町歲貯皆准へ加わと勾揚と多ふあらうし
又今年の毛見み二三年前より比視て何さハ二か降
あきハ二か陞かざし小穀見大持冗名経る所とある
出合を上よて當斗の收納と充じ量は平均と称す○凡
毛見をあはよ稻茅みて遠へア稻ハ稻の娘あもゑあく
んゆる者也因農み出で毛見するとはちくらまづきと
○稻の上中下ば毛見ひが時は地ノあきよす箇て多く

卷之七



山齋言志
兵部卿大
神朝臣安
磨

欲知閒居
趣來尋山
水幽浮沉
烟雲外攀
稻葉負霜
落蟬聲逐



田面は見渡す也稻の色黄あらは土の色白あると玉色
えゆるはよく塗てを赤ハ底黑少し粉黒シカハ穂乃上
いりみとめて平ウあり上等乃稻ハ土際より六七寸か
持むと茶筅のやうに次第に赤いろりみ穎の上ふ
豪経ちく塗はとのあり穂乃上も經ありて赤ざくは赤
粒少し田水あき不と材ハ稻毛より穂毛より浦うふ
タリ少しち古色うどくう張みあびき所によ偏うし
さりの茶筅多く上等乃稻あり熟め稻ハ穂くび頃てを
きぬうけくし古言ニハ穂穂十つク不稻穂のか
ひき浪考のみどきあとつ泡わたり○毛見

太穂とうは彌批を拂ひすらす其穂百粒の中より粗
批二十粒と阿波室しとくやうとは百粒うち二千
粒を引きは八十粒を則りて又一段歩み穂三石を引
らんとくあへきとばげき二石の則の八十粒をかけくニ
石に斗なりとくは金し○田相をきる年々の作もと
見みて有年中年サニ斗の二段ノ内半束或疊掛て而
定代ぬ成る見えずもとくうはたゞバ四度の定
代にて是年ハ成みもとく見と定代ぬ成のまく小
これもとくは金すけはじめからもとれども金する者は
もとれどもとくは金すけの貯とあきども金すけよし

てつらに持るゆゑとして、國の歲々年々と定められた國
の納付より免れ、領は領の國窮及び、一度國窮す
れば又一歩を以て給あらば、いかのべくも力づくと
あれば遂に免へ等と雖も、必ずありの件も
次第より掛上納ふゆすれば、事年だけは、必ず多く候人
迷惑するやうなれど、凶年には亦、よくぬれさせゆる
いどふ甚しき國窮又及ぶやくまし

頼聚國史 皇承和十一年相模天

國言依承和九年六月九日格勘造青苗簿帳、毎年進上有
損之年有用勘會無損之歲未見其用、とあり。此青苗帳の
勘會いきまくる考證にて、也。青苗の名ハ唐代宗
詔天下田畠一畝税錢五十以國用急不及秋方苗青則征之
号青苗錢又宋王安石が青苗ハ春穀と倅秋熟を掛て取引也。按子延喜主計式曰凡諸

國申損田年損力三分論之七分已上戸一分已下五分已
上戸二分已下以為定例。若過此限者、執申返帳、
率よりてハ不三得七之年と云ふとぞ。令より
曰凡田有水旱蟲霜不熟之處國司檢實具錄申官十分損
五分以上免租損七分以上免租調損八分以上課役俱免
若桑麻損盡者各免調其已役已輸者聽折來年

北山鈔異
田十分得七分为定仍三分損是例損也過之申官聽裁十
月晦日前進坪付帳十一月一日申大辨五日申一上廿日
奏之五六分只免租七分免
租調八分以上課役俱免

凡水旱の畠町を引も御圖帳
にて見分つて引段歩丈とばすとハ引強一畠の
田畠畠町を引も上申下井小田の春一坪といふ

どりあと積みなり如是町よりて見積里四十五分
にありとと又ハ七年ノ時の等は歳ノ免附あども割附
て劫色捨てかきくまよりとも又積也ノ民部式曰凡遭
水旱災蝗不熟田一處五十戸以上者馳驛申上トあり今
を官代納ノ所ハ不稔ノ歲もトク穀粒以も城見シテ
其租税定しとくと上見とくとあよニ因主始之と訴じ
とすりよ人馬奔走乃失墮チノ固リて行様のうノ日替
色しみモ五保いじ令セ五保各主モトシ令セ各主より
莊頭ヨリの出し給使ヨリの出し御吏内様モトシテ官
廳ヨリの出し官廳、主計上小差し下命あらまく後郡吏

ト地よ傍テ其田とも限次あどり又稔ノ端山くさへ
又小車ノ用數缺ひとゆく、又福社ハ風雨よ落腐きる在
又駒舎ミアゲテ、又馬糞刈れぬよ乃ひでは漸く又福
禪院跡ノ小車とあとめ、又文那史あく見シヤアレ
ハ宣教ニシテ不為小車之甚也、持持ノ事は空すのみあく
次モ冗費み多通費とよりて終身の累よながヒ亦あり
有司の心と用ひ前きなり〇長岡郡御用事ハ兵部太
輔トドヤ丹後國主の域主として文武才よせに名あら
ハ人の如くもあつて、一とせ丹後御行ノ田畠不熟あり
トねどに而壁子も見と訴ふも、も過村を対しとせば

ともいそれざりしば。百疊の書とぞあり。是
の因とかて。そのまゝたゞおきのうちもと。何を
いひ。いはれの息と越中もか無とも。いはれハ又
子の名とよも。アラモト五年七月廿日。毛利城と小
笠本満慶助を抑へ。さくよ攻城。いづは城と。是より
川が邊。弟て信綱や。今集と。およ附し。鳥丸
居して。皇朝へ献ら。ミカド。おもせ。三條大納言
と勅使。うて。まよ。おも。おも。おも。おも。おも。おも。
立。軍と解。う。う。う。ば。古今集の討。おと。再び。鳥丸よ。也

賜。アラモト。鳥丸。光彦。つゆて。そのうちも。おも。おも。おも。
アラモト。浦島の源。出。アラモト。浦島。や。アラモト。アラモト。
アラモト。アラモト。アラモト。アラモト。アラモト。浦島。ハ。丹波の
名前。あらかじる。ちど。の。鳥丸。あれ。ば。百疊の。書。す。と
す。よ。と。そ。意。は。浦。い。る。と。そ。○。川。成。換。地。く。く。ハ。浦
水。掌。の。考。ふ。田。地。の。浦。く。す。り。民。部。式。曰。位。田。授。給。之。後
偏。号。川。成。不。可。改。給。若。非。常。流。損。之。國。明。成。洲。潭。之。處。依
實。許。相。換。荒。田。不。在。此。限。そ。よ。そ。と。此。流。例。あり。固。本
錄。曰。凡。一。村。の。中。不。能。田。地。耕。す。と。此。殘。毛。立。よ。く。登。熟。た
る。時。ハ。縦。高。百。六。の。之。取。深。六。十。石。と。ア。ラ。モ。ト。ハ。モ。高

の内引と立残高まで六十石と割毛附免とある年を村
則とよよよよりられどり多キノ時ハ残毛立と宜ト
うもるゝのあよろんと下金し又谷波字限不似の因あ
うバサ地ぢかゝるといふ是とぞ遠ム○西土まで
周以来ノ税則をもとより年の年々熟成ノ上中下と視て
もとよよよよと皆毎年毛見の上まで完る也周禮云司
稼掌巡邦野之稼辨種種之種周知其民與其所宜地以爲
法而縣于邑間巡野觀稼以年之上下出斂法掌均萬民食
而賙其給而平其興と是此方行謂毛見とよよよあり
毛見漸く賦役ノ重くあり一不ざに詩魏風の硕鼠ハ國

人其君重斂して民と蠶食一政と修ざと刺さるやも
後周宣王井田の法を廢して秦の商鞅阡陌を開て力役
赤三十倍し田租口賦塩鍊の利古よ二十倍やうと
えうと蓋一夫小笠手を敵ノ多少より斂法減す
法國均いどせ絛累の斂數多く為すとるゆ因もとる事無
の勢あり凡年の豐凶穀の善惡と拂く事多以爲定め
ふづり所よどむ一つよおいくとも斂數ハ因極或用
るとよよよよよし或書よ管仲齊の桓公よ相ぞう时歲子
凶穰わう穀小貴賤わう餘まきときハ斂数すうし令

税を減らすことを、斂を輕し令とすくと又李悝魏の
 文侯乃為小賦と曰ふ大熟四の内斂三舍一中熟みは
 斂二下熟ふハ斂一斂甚び多きれば民も傷むあり
 バ農と傷る是民も傷する事ありて農も傷む
 シトアリ上ノ収ると斂とく下ノ取込令とよ此
 素ハ少年も於く之甚少し是より年乃ある事無く
 算法とて民の取込減出とは亦年氏ノ亦年微して農
 ま仰す及ぶこと何う是斂多きれば民也傷む也又農
 夫は窮ざるもくりと思ひや年も豊年ノゾク民も
 取込減らば必ず民も減りて民不熟ヒ歌くすも

父耕原上田鼎夷中
 子屬山下荒
 官家己修倉
 鋤田當日午
 術念盤中餐
 誰粒々皆辛苦
 月賣新絲
 月糶秋穀
 月剃頭肉
 我願君王心
 化却得眼
 醫剜却
 不照綺羅筵
 只照光明燭
 逃亡屋



ノレバ農と効ひる意ば生と是致を少されバ農と傷
なり翁仲李惺山川事は校つて空しるも無し是西
土を此時よりては常の収を多くねりと云ふ題
宗紀播磨國司伊與小楯巡行郡縣收斂田租トアゲバ
トキ國司親クモニムゆば巡持て田租減免セヤ一
モ万葉集み大伴旅人檢稅使よりて下られ一
書紀ヨリ班田使モニトモ共ニ田租とかりぬる
官人ともくらりの賦歛の急ムよりて一步されバ一步
の租のア時田單民といふどモ田租は免ざるやう
にありきてゆきとめ然乃勢ナリ一步の田のみを租

税はうけて上小牧乃信をうみづみつゝ耕耨の業と
疎みて田疇^{タダ}皆荒み就ちてよそへあび取ち抜かて
はモ租は責て是は信を信せざれバ急はもうむ是を是
を之と文えてハ其租はぬざれバ生麦あらび忍とて
うふとテ田と耕一毛もとまざはあと何とぞ方葉裏
窮向答の歌^{シテ}綿とあき布肩^{スカタキヌ}夜の海布^{ミル}のすと破さざれ
る残帛のく肩^{カタ}あかけ庵^{セイホ}菴の曲舍^{シテイホ}の裡^{ウチ}と直土^{ヒツヂ}と臺^{タケ}解
敷て又^{サヨ}バハ枕の^{シテ}妻子^コともハ趾^ヒのきよ縫^{カシメ}居て愁
つ吟^{サヨ}い寢^コよハ煙吸たて次^コ瓶^コの^モ軸^{カレ}の巣^{カス}て飲^{カレ}く
ふととと豆^{ヌトリ}とて鶲^{ドロ}鳥の呻^{ゴロ}呼^{ゴロ}とる^モいと^モの^モ生て縫^{カシメ}く

とは一きうといづるがおとく筆は里長シモトうちハ寢屋ヤマ
まで來立キタ候ヨボのめとむり是里長シモトうち筆杖シモトを擧ササギて處の
戸カによ立キタかゝ田の租ヨリヒサセサセ徴ツクルあり建武式目ヨリ
と年貢譲納ヨリたり是今コトニの収納檢使セツウにて杜甫ツブ詩シ
今彼徵斂者迫スル如火煎スルとも韓文公董生行シテ云有吏リ日來
徴租更索錢スルともえぐりやほともかシも息つきスル
どくあきハ民のよどシあシや唐の陽城ヨウジ至道州シドウ
治民如治家シテ不以簿書ヨウシキ介意シテ自言テ曰撫字心勞シテ催科政拙シテ
ひより郡里シテよ臨スルて百姓シテと語スルハ撫育シテとシテ事シテと語スル
ざまあれハ帳面シテのこ守スルをシテまきハ苟シテを民シテ有利シテバお

のうの慮見シテとて過スル事シテかよやう政ハ行ハべ
れと云シ謹按シテ凡田賦ハ上シテ取フ行ハてよ切シテ所シテ單
の定制シテあるとて百姓シテの所シテハ非常シテの荒歎シテありバ
實代不足シテあく化シテの年穀ハ年シテ候スルよもよの底シテな
しシテある也然ハ小年シテ生スル能シテよく云シテハ馬牛シテの畜シテ不シテ
よ艱シテ買フ求フよ費シテし或ハ家シテ内シテノ疫病ハ不シテすシテつき固窮シテ
小反シテよもよシテ非常シテの災難シテとシテよもよシテ非常シテの變シテ
稀シテよもよシテ一シテ年分シテよ立スル復シテ耕ハ也轉シテし年シテ
ど豈シテ孰シテあれシテいシテ大聲シテをシテももシテ傍シテ負債シテを償シテ完
の過スル事シテももシテハ其身農業シテと歸スルし高賣シテに因跡シテ渾毛シテ

よ物好し特更闇很又、
御持我縫ふ一て自滅とおくハモリ也不屈がもりされ
バ百姓ノ奉持ヨする田地ハ上ハ一人の恩澤の中ニ俾
テ御事かて私の私とてハ尺寸の地もあまに有るとき
併得ヒ戴付くるときば幼少より骨けヒ樂一て御歎ヒ
みニ放さヒて是も万事ニ堪へどもハ萬物の理と之
慢シ制度と情シやうり親盡ヒ妻敬五保の約ヒ背りビテ
中瞳ノく心知テ勇進當國ノ功業ヒ御きり正直策畫
の風儀ヒタクアシムもば我妻ヒ被ざれバ子孫ヨ及べ
てみ天地神明の冥加ヒ紫雲若ヒテ之者ハ無事の娘

よて身口ヒ動ヒ一骨固ての業ハ壽命也て
のまがままでさくそあぐ、老らくの樂ヒテ
かしきの市井浦邊の商人傭夫の酒食淫慾ヒおしげま
にして絶まて寝もと暮と身逆まくやうされども生
死ヒめぐらせば故蝶ヒ豊むる黒ぬき角ヒもあ
れ殲の活ヒうるうこに活あくびうややひあひ葉經
ぐちのうよかの轂ヒ桂ヒ含つづいてきのあちくハ生
かし甲斐ナシうはくヒ御ヒセヒを勘きヒいヒアロ
間ニモナヒとまく、あくわなまくまくひんをまく
唯神代のむくどうろをひのうちもまで一日とて急

るをくらば不変常立の道ハ農業の一ヨリ耕化トキハ
大切ニ勤ひれば化はれゆき事無事あれバ
百姓ノへ者御と忽縁よきうべ

浮口 即浮田也 浮い字云々浮田の字又重複の字

賦と浮田碧あどいアリ六帖ニモ浮免ヲルヒシテ
浮免 新田宮藏建仁二年八月欲被下殊任院廳御

沿納 文獻通考自唐以来民計口輸賦外増取他物復折為

賦雜變之賦也亦謂之沿納而名品煩細其類不一

繩延

蕃名

凡百姓の山海ニ擣玉居る者ハ山あれバ竹木よりて便

宣ト浮川浦あれど魚糧とて役宣ト泊あれ是景浮口
あり因擒地もく付山川海と高ニ徳也云ハ或所ニ由
て山川海の便宜行ふと掠滅テ浮澤と高ニ相額み申
込ゆ急代かく云々とすば密町日記足利義輝の三好松
どう行ふの姐あるとすば密町日記足利義輝の三好松
永り黨すとされ候弟の義昭誠因信長と移再び京師
に復られ一え遷え年の様子草木付ありくらみ
上木を除乃事とほり密竹木ハ山林の廣牧長園乃大小
字の員數よりとも移の増減をすくべし或謂萩沢ハ
年三十一年を代抹十一年の中セモアホ一からうれ

分ハ上納ニ充るゝ事有ミムノヘの時田地ハ
桑田桑畠アリ延暦の後本綿種^{ダニ}守絶シ渴倉の時代ニ頗
朝卿式^{シテ}國蓮寺に^ツ田五町桑田五町寄附セシム
ホトトト東鑑^{カタマリ}ノ又^{カタマリ}○凡因畠の樹木桑ハ大小^{カタマリ}
大^{カタマリ}桑と昔^{カタマリ}之^{カタマリ}綿^{カタマリ}多^{カタマリ}少^{カタマリ}考^{カタマリ}ニ幾^{カタマリ}年^{カタマリ}下^{カタマリ}に
綿幾^{カタマリ}年^{カタマリ}之^{カタマリ}綿桑の數^{カタマリ}計^{カタマリ}ハ一^{カタマリ}年^{カタマリ}ニニ又^{カタマリ}年^{カタマリ}か
而^{カタマリ}年^{カタマリ}は^{カタマリ}大^{カタマリ}小^{カタマリ}ハ一二丈或^{カタマリ}四五丈乃^{カタマリ}差^{カタマリ}り桑樹
又^{カタマリ}綿^{カタマリ}の^{カタマリ}自^{カタマリ}と合^{カタマリ}て其村の總計^{カタマリ}ノ^{カタマリ}年某^{カタマリ}程^{カタマリ}記^{カタマリ}し
綿^{カタマリ}自^{カタマリ}ハ米五升賦^{カタマリ}ノ^{カタマリ}之^{カタマリ}村の桑調^{カタマリ}の高^{カタマリ}字^{カタマリ}リ^{カタマリ}
何^{カタマリ}○櫟樹^{カタマリ}と大小^{カタマリ}するも^{カタマリ}之^{カタマリ}也^{カタマリ}考^{カタマリ}ニ幾^{カタマリ}

の下^{カタマリ}又^{カタマリ}桑^{カタマリ}と^{カタマリ}之^{カタマリ}櫟^{カタマリ}の數^{カタマリ}シハ一本^{カタマリ}又^{カタマリ}三本^{カタマリ}か
里^{カタマリ}と^{カタマリ}中^{カタマリ}殊^{カタマリ}細^{カタマリ}く^{カタマリ}之^{カタマリ}木相交^{カタマリ}又^{カタマリ}二本^{カタマリ}或^{カタマリ}四
本^{カタマリ}又^{カタマリ}五本^{カタマリ}如^{カタマリ}此^{カタマリ}櫟樹^{カタマリ}の數^{カタマリ}之^{カタマリ}令^{カタマリ}セモ村の
計^{カタマリ}ノ^{カタマリ}之^{カタマリ}某^{カタマリ}程^{カタマリ}と^{カタマリ}之^{カタマリ}漆百^{カタマリ}自^{カタマリ}と^{カタマリ}之^{カタマリ}是^{カタマリ}斗^{カタマリ}
里^{カタマリ}其^{カタマリ}來^{カタマリ}之^{カタマリ}村^{カタマリ}ノ^{カタマリ}櫟役^{カタマリ}の高^{カタマリ}字^{カタマリ}也^{カタマリ}延暦十九年太
政官府^{カタマリ}曰伊勢國一應^{カタマリ}催植^{カタマリ}桑漆二十萬八千七百九十六
根^{カタマリ}多氣郡十四萬七千三百六根桑十三萬六千五百三十二根漆一萬七
根^{カタマリ}見實一千一百三十根無度會郡
三根漆一萬七百七十三根^{見實一千一百三十三根}度會郡
七萬一千四百九十根桑五萬八千四百五十根漆一萬三千十根^{見實七百七根}一
萬二千三百三十三根^一ト^{カタマリ}是^{カタマリ}一國^{カタマリ}の

僅ニ二郎よりて猶かくればこし況天下諸君をや事文

類聚云周載師任地漆林之征二十而五とあり

食邑

蕃名インコムスト

食邑ハ古事記より糧地と云ふもの高と云ハ封地
封邑の称より衆地采邑の官職の因て受るゝへたゞへ
里高と云ふ田穀乃實積よりあく抄撮と積て主積の高と
うらげあと以て呼づき俗云あ多かくさあとあるのあく
うくと實積のあうるぬとくせり易下象傳云積小以
高大とあくと似たり一徳よもく
とくい額後云多加ト前め今田穀幾石と定める上云
て高くいふは定額うきまう農氏曰漢書云田の歩割と

ノ高十八万六千代ト前モトありト接云十八万六千代
ハ百升三万九千二百坪云て三千七百二十段トテ守屋
の所領かくのおく大ある庭あべし但太子傳ハ所領
と解へざる人の書云てあるがしれば守屋と語ひてかく
御太相手いひもせりあくびし又御行と高と云ふとハ
御く文保の臣より始まると云へばいみ
くすち称あぐき事よやと云ふと
且夫古に朝

廷より封戸セ賜ふの人ハ是ハ上納し事と已ニ收め
人夫調庸等ハ全く受て向ゆやうと云ふと此後の給
地とつみとのよけたり封戸の次第 太政大臣三千戸
此積三十三万七千四百九
十六坪六合六タセキ九
十七坪七合
七八才
大納言八百戸
此積八万九千九百九
中納言四百戸
此積四万四千九百九
九坪五合五タ五才六
參議八十戸
此

八千九百九十九坪是一戸ハ一家の分まで一町四方の
内ニ三十二戸一町の穀三千六百坪ヨリて多内ニ三十
二戸ありニ十二ニ割て一戸の穀百十二坪四合九タ八
本八九九九戸ハ一千戸ハ一千百四坪九合八タハ八九百
百九十八坪八合八タ九又位田何り後ニ謂知行あり知
官職ニ知トシ行トシ行トシ行トシ行トシ行トシ行トシ
吉御記百練鈔等ニ知又受領領知所領アリといつ
行トシ行トシ行トシ行トシ行トシ行トシ行トシ行トシ
北山鈔東鑑太平位田の次弟 正一位八十町ニふ石ニ
記等ニ付百六十斛六斗六升六合六
久の六石本寫より傳ハ津ヘシ
正二位六十町千五百石 従一位七十四町千八百五
石ニ付

百五十石 正三位四十町千石ニ
五十石 五百石 五百石 五百石 五百石 五百石
正四位廿四町六百石 従四位廿町五百石
正五位十三町三百廿五 従五位八町二百石
下ヒ切末取ヒ婦女ハ途中ナリ三分の一を減一ノ
位田ハ其官セ辟テモ祿身ニナリモ夫位田の數
弱の過多アリおのくれ無ニ祿配シウリテ作ナリ
位とまニ及亦モ起因窮ニモクニシケルト安シモ爾
官位相當トシムハ朝廷の制尊卑高下ニ従イ筋筋
中之稱トシマゲ正一位ニ任セズレバ田地八十

町を賜ひ從五位下よりバ田地八町を賜ひ是位田にて
後アフタの博知行所なり又太政大臣より四千町大納言より
れハ二十町を賜ふ是と歲引田とも後乃博役料事より
故又官俸と稱任されバ即ち田祿と賜ふの事より継ゆ
るが位昇進と規模となり又高官下位ともハ小知行よ
りて大役と勤めシテを望ハ六位守某官と申す守乃字シテと
つて書あり守ハ高官あまざらきの仕と守て焉が
ざるの職シテ又位高く官下ハ行乃字シテかは是ハ位ハ
重シテあるどもを役儀と不思シテよせども之のぶとく行ふと
素すまう且夫小知行の者シテと爲シテと命してハ半勞シテ又財遺

く何シテと利と會シテて生シテと裏敷シテかくシテ也
又高級行シテ下役シテとシテてハ裏シテ不思シテし奉シテ方跡シテ
よよりゆく周シテてを位相當の名實シテとして知行と歲章と
相無シテて申道の格と制シテ也後垂シテ有名せシテの
事シテお朱シテとシテて多シテし聖シテ神社シテ位と授シテもシテとあ
るは古語拾遺シテ謂諸社封稅シテ又式等シテ神稅シテとシテと
おれシテ某神シテ從五位下と授シテもシテハ即神領田八町
と寄進シテ也シテ又正一位の神位と授シテもシテハ
即神領田八十町を寄進シテもシテもシテ今ハ一步田を
あき社シテ正一位稲荷シテ扁額シテと掲シテ文盲シテの如き

あり少佐知行八十石までを位ハ從五位あぐり
位ハ一位と極ても知行八千石より數を不相対と
ソレべきもの也職分田の次第 太政大臣四十町現米
一月の俸八十三升三斗三升二合
ニ又ニ本俸より餘ハ俸へ加びし 左大臣三十町現米
五十石 右大臣同上 大納言廿町現米立並食祿の田
地あり又後母まで扶持米ともハ糙束立合せ向束よモ
レバ春耗ワキアリ一刻みにて四合五抄是と「ノ一日の口糧又
穀是より一升乃分量と割りて一人扶持一月ヨ一
斗五升あり是歳月俸もし廩米を受ヨ歲料みにて一石
八斗五升あり是歳月俸もし廩米を受ヨ歲料みにて一石
八斗五升と一斗ヒリ年六糧ミツメて計ヨ 五人月俸七斗五升

歲料九石 十人月俸一石五斗歲料十八石 百人月俸
十五石歲料百八十石 千人月俸百五十石歲料千八百
石 万人月俸千五百石歲料一石八斗石 十万人月俸
一万五千石歲料十八万石 百万人月俸十五万石歲料
而八十石の穀あり伊木氏曰月俸者算閏月而賜之不
異○接ニ積ハ空穀より亦て高トあり又兵賦とも穀と
シハ轉換も可也嘗バ千石の高ヒ領給也テニカヒ者ハ出
陣ヨモ主戦主と號す者ナリ其主乃直番守もは
ね文子の城とも自糧も奉りと勘じてしおるヨ事生
ノ事生ノ事生の事生の事生あひてきのせりゆゑ芻革の生活

はへ不續り及て即今百里かの出行ともバ武黒馬具
の發裝千石と活卸とを済ひてき者何と會し故よ
チ石の高と一へて並うる百石と十人よ林されば
内國乃幹^{ツヨミ}はまつとつあくさり是ハふると林すもぐ
らされりの才能あるもの多しうまと百石にぐ
十人へ手討^{コトアガ}へバ十人ノ内ニハチ石取^{ハチイシタケ}と称き才幹乃
志あるをもう凡高とおろるものはまどと勤てと役
料ハ飯^{ヒラマ}がふゆ食^{ヒラシ}とお^ハせされどめまどと内^{ホシ}
中付食^{ヒラシ}と以ふ易^{ハシ}ると扶^{ハシ}方^{ハシ}役^{ハシ}手^{ハシ}といア凡
士ハまど人乃名目とてがまくようあると嘆^{ハシ}とまどくま

里^{ハシ}も半不委ふしてまども一^{ハシ}事^{ハシ}と保^{ハシ}ぐまきゆ
差^{ハシ}は持^{ハシ}と無^{ハシ}と扶^{ハシ}助^{ハシ}まどくつまうれ^{ハシ}よ高^{ハシ}
持^{ハシ}る志^{ハシ}奉^{ハシ}る^{ハシ}し^{ハシ}復^{ハシ}役^{ハシ}と無^{ハシ}ハ二^{ハシ}飯^{ハシ}をり
唯^{ハシ}官^{ハシ}すく^{ハシ}ふ^{ハシ}れ^{ハシ}巴^{ハシ}も^{ハシ}脚^{ハシ}も^{ハシ}と^{ハシ}加^{ハシ}給^{ハシ}て其^{ハシ}の立^{ハシ}
し士^{ハシ}部^{ハシ}の者^{ハシ}も^{ハシ}扶^{ハシ}お^{ハシ}り^{ハシ}ば^{ハシ}是^{ハシ}あ^{ハシ}と^{ハシ}名^{ハシ}ハ士
あれども實^{ハシ}ハ浪^{ハシ}くちうまゆ^{ハシ}あ^{ハシ}と^{ハシ}つ^{ハシ}を^{ハシ}あ^{ハシ}と定^{ハシ}
式^{ハシ}と^{ハシ}て^{ハシ}も^{ハシ}年^{ハシ}よ^{ハシ}う^{ハシ}い^{ハシ}仰^{ハシ}頤^{ハシ}すく^{ハシ}支^{ハシ}配^{ハシ}と^{ハシ}ま^{ハシ}と^{ハシ}定^{ハシ}
の^{ハシ}高^{ハシ}と^{ハシ}お^{ハシ}の^{ハシ}と^{ハシ}も^{ハシ}あ^{ハシ}ぐ^{ハシ}あ^{ハシ}業^{ハシ}よ^{ハシ}く^{ハシ}利^{ハシ}ひよ^{ハシ}附^{ハシ}
と^{ハシ}の^{ハシ}は^{ハシ}田^{ハシ}祿^{ハシ}と^{ハシ}役^{ハシ}收^{ハシ}るゆ^{ハシ}お^{ハシ}く^{ハシ}通^{ハシ}と^{ハシ}解^{ハシ}生^{ハシ}通^{ハシ}と^{ハシ}付^{ハシ}

むと士大夫とく自らの法律あり〇しり 財建郡縣
のありて郡縣の制みハ位田某町とありまする如
候地をどづくとせの態のまゝよつて名稱も鄙く
ふらりて某町とづくとあるて田地の減耕と係
何貫又あゞはひ遂に某の数と直よまで何貫か
いふとよへばより制度通曰いみく田とぞれ
すハ町とよへば、國、城田と畿町とぞりて給ともう
近世而年貢よへ貫とくかく何れのじよう始
きて、今夷政とよ俗説辨曰武家系圖相模
入道平高時の條下と領地ニ十八万七千貫當知行百四

十三万五千石是田五段と一貫とく餘きのあり或云
青底着綴は御の所領三万四千貫者尙代行行ふ
てハ六万四千石と何ア舊唐太宗記曰毛利元就ハ丹
治比三百貫と終セし猿掛城より勅起し吉岡三千石よ
傳上原北越軍談曰二万貫今云二一万貫今云十石一石
直と云書の中々 後奈良帝天文十九年天野實景三州
大侵とて五十貫文の東地と解候とくよも收納五百
石の地あり又曰天正の石直東國ハ一貫み九石西國ハ
八石あり但天正の次ハ上林邊の分ハ浅一貫文子十石
ありし由々く汝此役を済すり近頃仙臺林氏の著

セレミニ四貫文ハ四十石也七八貫ともつて七八十
石あり是五十貫ハ五百石百貫ハ千石五百貫ハぬ千石
千貫ハ一万石あり或四万石以下と貫とて称せ十貫
ヒ百石ともうるハ百石のまどり倅きの價えよもつて
候ハ准へて駆逐し税ども法所莫向ありておれしき
ば之の淺き名ハ一面みてぬ、七八あざの差ある

玉露叢曰近年仙農の知行五貫文と他家の百石
程と面積と云千株と一貫とも大抵十貫ハ百石百貫
ハ千石は當る上中下田より定め駆逐百石八
石を石ありまみて四十石又ハ三十五石あるより
て駆逐物浅いづかきあらすり常典雜史曰鑓倉松
写東慶寺の御朱印石十二貫三百八十文とある
時の收納五百石のよしありハ四一貫よ苗百石と

シメおとある度に固本錄曰永一貫文五とて高
五石ともうるまよあつたとつけ某二石五斗ともうるハ古
木の室を又水一兩代又金一合よ永二百五十文四
割六十二文半と一貫とも二十一文ニシテ五厘と銖申と
云三珠より深申まで一兩六十分引へて銀上納あり
又多村より室の室をあり又室東より陸田の租
ム一段よハ永樂何文角と云ひあり永樂三百文筋
ニ而え四十文取あらびと奥人の況よじり方
石以下の高は費とて穀の價凡れ十貫よ高
るがや魚よ十貫高と云ひて穀の價凡れ十貫よ高

五歳内近國ハ百貫千石ニ當ニ定東ハ百貫二千石又五百
石ニ免モアリ裏川ニハ皆八十貫而上ニ免ムトモ
後五貫ヒ而下ノ五十貫ヒ千石ニ免ムトモ
モ一統アルト運上乃便シキ所ヨリ切スモテ水樂の
モト有ミシ高き者ニ免ムトモヨリ免ムトモ
よあやば四貫文金ニ免ヤバ一兩銀ニ立トギ六十枚の
横持引分金ニ達ムキハ水樂室より水樂乃事セヨ付
イヘド何のけナリウニ也高黒持の代ヒ水樂ヒ論ヘ
今ハ細方多々の事ト御スモトモヤ水樂通対錢の事トモ
ハナシ水樂通対ハ明治ニ世水樂年中清送所モテ吾

邦道水中ニ當ルトモ然ニ水樂以前より水樂高の村ニ諸
王ニ免リ後醍醐帝の元應の頃楠正成所領河内國ニ
て水樂七千貫ヒニ免ムトモヨリ今接ニ金銀錢譜曰家盛
襄記中古治乱記等後小松天皇應永十年八月二日大風翌三日
唐船一艘相州三崎の浦ヘ漂着シ淺倉弓削利左衛門
督滿舟中の載物ト點檢シテ水樂錢數百万貫ヒ横持
裁テ此由京都ニ吉あれバ新將軍足利義持の不知
して滿舟ニ免ムトモヨリバ既て東北おひて通用イ
シ天正十八年北条氏政の頃まで約ムトモ一統の後
慶長十一年十二月水樂錢停止ウテ元和二年五月銅錢

の令とあされしよ(編年集成東武室編)詳より今
和漫年勢をよ擾よ應水十年ハ即^テ明太宗永樂元年も
其年又と被送する新錢とあきゆゑ方費船上に載せ
るを覺えあきゆえうり又接子法曹至要鈔ニ建久四年宣
旨停止宋朝錢貸とありて永正五年の條目ニ撰錢の儀
ウチヒラメヲノゾク其外の渡唐錢水樂洪武宣德ワレ
錢以^テ下合て百文ニ三十二錢ケリヤウニ於向後者トリ
ワタスベキ事思錢賣買一切可停止事又於古今渡唐錢
者悉以可取用之されど中既ハ永樂ヨウマツビ洪武
以下の錢を有す事へ取用勿^テあれを永樂と云ふと
は淺乃事あはべし蓋應永十年後渡入じと前
國に依て流行^シありて永樂と呼ふらん然モ淺
六石代^シと又浪華冬陣の時金一兩に朱七石代夏陣ニ
是等天正永樂の頃は天正永樂中文明と教く通好故に此錢多く拔取^シて永樂錢^シと云ふと
より明時金文禮錢と教く通好故に此錢多く拔取^シて永樂錢^シと云ふと
兩山文之を百省乃禮錢と教く通好故に此錢多く拔取^シて永樂錢^シと云ふと
てに金子の書と銅流行故に此錢多く拔取^シて永樂錢^シと云ふと
ハ錢は當使ひも拔へしに書と銅流行故に此錢多く拔取^シて永樂錢^シと云ふと
四十四貫黃金とて是又ひ天正の頃上杉^シと云ふと
四十貫と云ふと相當也此^シて明し家忠日記曰弘
天正の初近ハ知行何^シと云りしひ同十八年御家人へ

采地を賜るに何万石誰もと云ひ是全く石にありし始
かるより又按天正十六年豊臣太閤より吾先姫に松津
ハ天正の中間より一石と被充行等の知終日漏れりされ
全く田地み石附せし事也又按前漢書注云漢制三公號
称萬石其俸月各三百五十斛穀其稱中二千石者月各百
八十斛二十石者百二十斛と云う是三公といつても周
年の通計僅よ四千二百斛を蓋漢二千石と云ハ今
本邦にて現系二百余石の二千石ハ卿の祿と云
史記索隱云ニ千石ハ是郡守の祿也俸月才百二十斛と
あり而二十石ハ本邦の十二石云爾後漢光武紀注
云ハ二千石ハ郡主の祿と云うア郡主ハいふノの郡

頌ムも準ヘじシ秩祿の輕キ小スはシし
井地セイジ即井田也多識編ミタケノ毛モ
毛宇福乃多と訓卫義讀也

蕃名無之

夫井田ハ黃帝比時ヒトキ方カタといへども三代同トクく行ハシマぐ
とく周シウ世衰セイへ人其法ヒツガよ達タマツ秦民シンミン意イて廬井ルイと喊ハス
して阡陌カネモクを開ハスく故ハシマよ堯舜復ハシマくとも亦以行ハシマくと云ざ
はばしと區博クボクが王莽ウマウと諱ハシマしやくに足沒ハシマセ也今日絶域
よ在ハシマて其絶迹ハシマと說ハシマハ實ハシマ不急ハシマの難ハシマいづとも節事ハシマ
固ハシマて大段ハシマと猶考ハシマるに凡井田の制ハシマ夏殷周代ハシマ更
改ハシマゆと或疑ハシマて曰夏ハシマ五十畝ハシマて貢ハシマし殷ハシマ七十畝ハシマみ

して助し周ハ百畝アリテ徹レ三代かくのまゝ變易
シムと夫天トソ疆理シムの初許多地畎澗溝洫を廢
壊シテ民衆を勞擾シ既ニ成ニ葉を破て其煩雜舉て計
ムグリムトイテ之を強辯シムのおりシム殷
周の革余小其田地歩率を改めアリテ畝ヒ垣シ制ヒ
更て百姓ニシモ之ノ雄強併貪ホトトモ田均シムモ
賦稅ヒテ百姓うほはニ是ヒム民ヒ雇ヒ衆ヒ勤ヒば則
民其勞ヒ忘れて煩難ナシムシテヨコスル
れ田地不素内のみ紙上の揣摩ニ失ハシテ孟子井地
の章饒氏云井田之法黃帝開端便做成レ如何改得商人

七十畝周人如何便更百畝至シ於溝洫塗畛亦非一朝一夕
所能成朱子亦嘗疑之王制與周禮已不同孟子多是臆度
言之井田可行於中原平曠之地若是地勢高低如何可井
恐江南是用貢法阡陌是田間路古人車制一車闊六尺有
餘兩傍又翼之以入占田太多商君欲富國所以鑿開阡陌
爲田前此諸侯欲富其國井田大綱已自廢了商君則索性
壞却トアリ井田の跡ヒテ墓碑のやうに邊界ヒテノヒ
トワリつめシムハ何レ上古ハ古の山川餘零
の地ナリテ五十畝乃縛引レても多々ハ七十畝ヒ贏七十
十畝トオツニ羊ヒ百畝ヒ有ムシモテ凡今附リテ田

地より領と云ハ竿巖にて新領と云ハ竿お縮の地ある
がごとし夏よりハ殷殷よりハ周と漸く生齒繁盛て耕
地ハ浸逼迫^{ヤセアリ}ゆゑ田代の領授^{アソテ}細アシテよあさざれば天
下公私^{カクシ}の糧積足^{アリ}とれて五十九畝より七十畝七十畝
九百畝まで竿の丈出^{カキダニ}とあ^リより是^ト惣領^{カトカズコエミ}ハ家戸^{カドモト}
主^{シメ}もすすり而きて家戸^{カドモト}より附^{カツマツ}僕夫^{コヒヤクシヤクシタサク}佃僕^{シタサク}多くありし
あどにいづきとも田地^{ヒロ}廣^{ヒロ}ざれバ耕作^{ヒラフ}易^シく一收
納^{カネ}サム^{カネ}あらざれバ周の時公田ハ殷の^{アヘリ}七十
畝^{アシテ}私田の^{アシテ}百畝^{ヒロ}あし^{カス}りとあ^リば核^{カケ}ふのよ
そとつづべりれども田の隙零^{コケイ}あく竿^{カキ}と入つもと

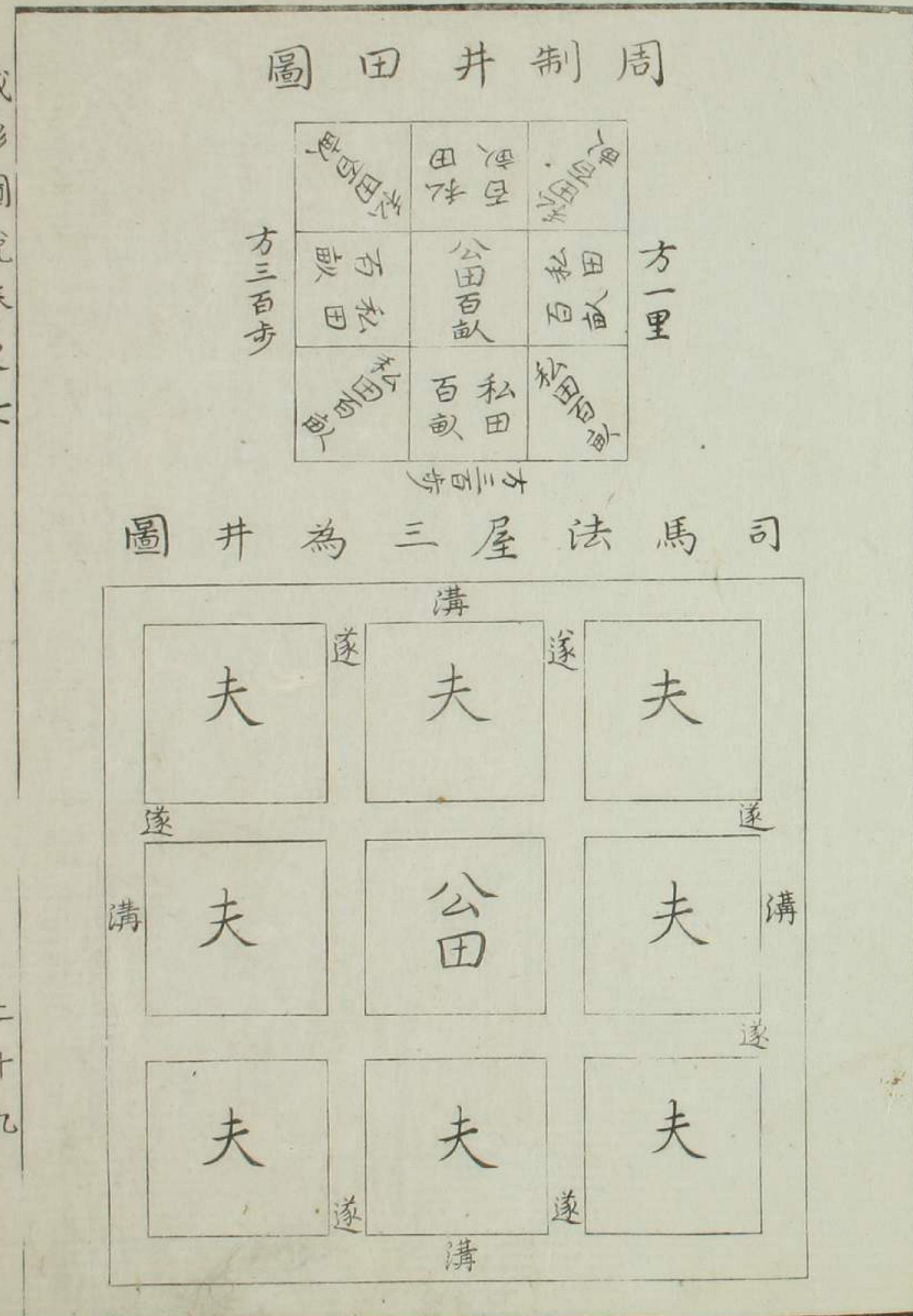
又ハ宜ハ面積の^{ヒヨウ}傷^{シキ}あり高鞍^{タカシキ}阡陌^{カニ}とちて田地を度
うるもとくも百畝までおつゝ^{トトコ}すけ田されば是^ト
みてかよ丈^{チヂミ}の仕方^{シラフ}あられバ少勢の^{チホリ}井田^{の内}
池間百夫而涇^{カニ}塗^{カニ}為^シ陌溝^{カニ}間千或^{シカニ}澗^{カニ}間千夫而夫天下許多
畛道^{アリ}阡^{カニ}ありて阡陌^{カニ}ハ田中の大通^{アリ}夫天下許多
の田地^{カニ}と一統^{アリ}と變改^{シテ}ゆ^キは一朝夕の^{アヒタ}あざべきわ
ざよ河^{カニ}と^{アリ}手走周^{カニ}まもり清流浅瀬^{カニ}と^{アリ}身地^{カニ}と壞
り立^{カニ}立^{カニ}計田^{カニ}と高鞍^{カニ}阡陌^{カニ}と^{アリ}而^{アリ}之^ヲ貢^{カニ}
埋^{カニ}や又三代の時天子憲^{カニ}く計田^{カニ}と^{アリ}而^{アリ}之^ヲ貢^{カニ}
可^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シか^シ朱
熹云考周禮行助法處有公田行貢法處無公田孟子也不

曾見周禮とある前より島某夏殷周の井田畝數を算計
してそれを畫と圖して田賦案を載りあつれども其奇
みて費辭多堪へ故より復跡間政遷削訂正されど
以て更に別圖と改易圖或向一系と附してその條緒と
補ふと云

夏殷周井地畝解

夏田九區四百五十畝の地と經畫して一井とよし一夫
田五十畝と文くすの田一畝ハ縱十步横五歩うして九
夫家每々五斗畝五斗ハ井と文すてまハ菜田としモ中五畝
の收となせ——がゆゑよ是と付が一の直法と云

殷田九區六百三十畝の地と以て一井とよし一夫の田
縱十畝横七畝の七十畝ヒ文ハ夫井ヒ^三條三の八區ヒ
私田と定め中の一區ヒ公田とよしれ一の井ヒ主ひ乞
ヒ助法と主助ハ藉也民力を借て公田ヒ浮了の義也七
十畝の中三十畝ハ菜田としナ四畝ハ廬舍と
周田九區九百畝の地と以て一井とよし一夫の田縱十畝
横十畝の百畝ヒ文九夫井ヒ^三し付が一の井ヒ主ひ近
郊のみハ殷の井とよし助法と浮了ハ夫井ヒ^三しれ一の
井ヒ主ひ百畝の半ニナ畝ヒ廬舍とし其二十畝ヒハ夫
受取てあづくて各二畝余ヒ主ひと浮了の所處と



次に菜田ハ皆別井ヲ付とえ是よりて一夫耕三石の分
田宜ハ計ナ十畝私田百畝ヒ通して其一ヒ取る故ナ
グ一の賦ヒ又助法貢法ヒ第て通徹ヒ故ニヒ
法也○凡周田一井方一里井の間水道度四尺深四尺
溝も又方十里成ヒ成乃間々通廣八尺深八尺
洫も又方面里ヒ同様ヒ同の間水道度二尋深二尺
溝も又如是ヒて溝の上を畛也ヒ洫乃上より塗あり
會の上より道あり又一井の間溝界の名六尺ゆり南北
城阡ヒ東西ヒ陌ヒ南北ヒ又田中ヒ小道ヒ畎ヒ廣
深各一尺有り

周田橫五十二丈 又田橫三十五丈 夏田橫二十四丈

癸酉十月廿二日
年次己未三十五歲

殷田七十畝

周易百說

行由
卷之二

10

周易百韻

112

100

三

○三代田制廣狹圖

内の墨々ハ夏の赤や中の
朱ハ殷の赤や中の墨
ハ周の赤や三代の一赤也
方の一尺四寸一厘ニ爲の
幅也○夏ハ二十九厘米ト
写分也○殷ハ二十五厘米
周ハ二十六厘米ニ寸一分四厘
里も也○三代の一寸徑寸
の尺法ハ○夏の七丈八
尺四寸八分八厘也ハ
尺是とそのくじ尺一間
よ爲とさハる也○
殷の五丈八尺四寸二
尺六寸八分八厘也ハ
尺四寸八分八厘也○周の
八尺二寸四分八厘也ハ
尺二寸四分八厘也

夏六尺四方也。曲尽して、夏八寸四方也。
此一局為一步。殷八尺四步。四方比曲尺も、五尺四方也。
周八尺四步。曲尺も、五尺二寸三分四方也。
此圖總百步号一畝。

成形圖說卷之七

三十

○三代田制廣狹圖

○夏田一區五十畝之地丈尺圖解

縦 夏の尺より六十丈四方比尺にてハ四十九丈
横 夏の尺にて卅丈四方の尺よりハ廿四丈也

○殷田一區七十畝之地丈尺圖解

縦 殷の尺より六十九丈四方の尺より五十九丈 四二
丈ハ夏田の延殷より増之

横 殷の尺より六丈四方より五丈六寸 四十

○周田一區百畝之地丈尺圖解

縦 周の尺より八十丈四方の尺よりハ五十一丈二尺

四一丈二尺ハ殷田より延周より増之

横 右四前半方より五十一丈二尺 四十六丈二
丈ハ殷田の延周より増之

夏地一夫の地ハ夏の尺より縦十畝横八畝と算して一
區定數五十畝也一夫の田四方比一人四方ノ坪りけり
敷十一万九千二百坪也今四方れ六尺一步の内よし
てハ 一町六畝也步也

殷の一夫の地ハ殷地より縦十畝横七畝と算して一
區定數七十畝也一丈六尺四方の坪りけり
敷十七萬九千坪也今四方れ六尺一步の内よし
てハ 一町六畝也步也

二畝一步ヒ一人塚四け也 内五反立畝十一歩余ハ夏
此一丈れ地よりと多き也

周乃一夫ノ地ハ周の丈ヒノ経十畝様十畝と七一テ一
遍疎敷百畝也此方乃一丈罗方れ坪より多き敷 サ六
万二千百四十坪也トシ方比田にてハ 二町四反
ニ畝又一步ヒ人塚也ハセ 四八反サ步余ハ殿の一夫
地より多き也

右之代井田のノノ紙或同田殿の一丈比田ハ夏比一丈
ナ田よりと多き此方の田にシ周比一丈の田ハ殿の一
丈乃田よりと多き此方ノ田又一丈比田にて五反五畝余
ハ反廿歩余配高セトヒハ夏殿

に田地が足みて改増シテ也 合田が足是近地トシモ
ナリ近キヨシバ申時ニアリ山野解レドシテ而壁
セ水引たドキヨリ不レ移居^ト望ハ一畝又一段げの
田比源西ナツケレゲ化人より度くまシテ十步も五
て半ヒ入キバナ面自先ヨ一反ニ四畝又ヒリムア
リヨリムトク夏ヒ五十畝の田もウレヅク度くあり殿
ニ改の附近と名同ハ五十畝といつどと寔ハ七十畝に
ヒリムトクアリテレ殿新田を化ゆシテノシテ
ハなく勿論す度りテ田ナ半ヒ入近地トオセトコ
ラムセテバ夏の代ヨハ一井より公田五十畝比納セ殿

七十畝と定し年よりハ七十畝乃納シテム若
ありよりばか千畝の納と改て二十畝は延地ナ
リテノトモの有あるよ延地ナム田の縮リテルハ世
のうだちももあら周とふ之ヲ率ヘ齋シ同田
ありば殷周ニ也と改ゆる可否也荷。首曰延地と
ソは一模ヨハ多く多ナキナリ改ゆムアキ
よハ何ニモ井地縫界ハ治園の基本アリバ步数と改め
田區と均シテ七十畝又ハ百畝ズ而西ヤハシ
きナリ也モ公私上よりヤシニヨハ殷まで改
時夏田ニ延地ナリば一夫より七十畝也と改ムテ公

田ハ年のがく五十畝ナリ主御用とあかくのがく
一夫より百畝也と配當して公田ハ殷の七十畝乃納と
取リば民より役也と被リタリ奉テシテモアリハ
ヨリ夏の五十畝と殷も七十畝より周もハ百畝
つ何アシトモアリハ周政ハ民より役アリトモアリ
やうよゆゆどもさむれ。次夫夏モテハ五十畝と公
田ナリテ五十畝ハ方の田より役ハ夫より十石ナリ
一夫より一石余ナリ内メシヨ周より付て百畝と公田
ナリテ百畝ナリ方の田より二町六畝ナリハ夫より廿石余一
夫より二石余ナリ上納也と云ふは室ハ周ハ夏モ

アリヒ重敏よりあらしかりありあらはあれど殷のセイ敏
モイヘドモトモ室ハ百敏モトモ周の百敏といへども
室ハ西サ歩ヒ延敏ありしもモグレ又間田右の馬乃ば
シム國モ延地多キモトモ海カキモトモ一ノモ延
地あるヅキシル 各田里モアラムモアラムハ布のムシ
モツツドモ代上の格式モマリムモヤフヨウカベク
ば夫田ハ水モキシキハシキニ岐フヨメモアレギ
ウヤド度キモ郎モトモ岐恭のヤドテ万里いつか
ぬモトモラリ 本邦モモト從ウカモ模立ワヒナ步の
一敷ヲシ經ウカモ模五十カヒ一町ミ定ム

地城ニ固ヒハ經而宵モ模ニ考スモ一役ミシ又方圓
尖斜モト宗廟の田ゆふトモレバ御て家のゴトク方
止モノミシトの溝通の境モ改め替ムトキハ人夫モ勞
費モアルヒ勝て計五ヶ所又夏殷周ハ聖人の世ヒ
ト何モ五穀不足ムト上ヨ新田ヒ開き民ヒ勤シヨ敏
ヒ重くシヨの税ヒキモ登クシモ也又夏の代モアヒテ
五十歲モト不足モヤバ易付モ之ヒ極モシムヒ殷周
ヒ伏鷹モトジモトヨ殿モササヒテ拂ヒ又周モモト拂
ヒモハタク年所ヒ度ておのづく延地モリ且ニ代共
子革命^{ヨガハリ}の後天下ヒ田地モ支配ヒツケテ漸く敏教モ増

小野岡
氏藏書

成形圖說卷之七終

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

